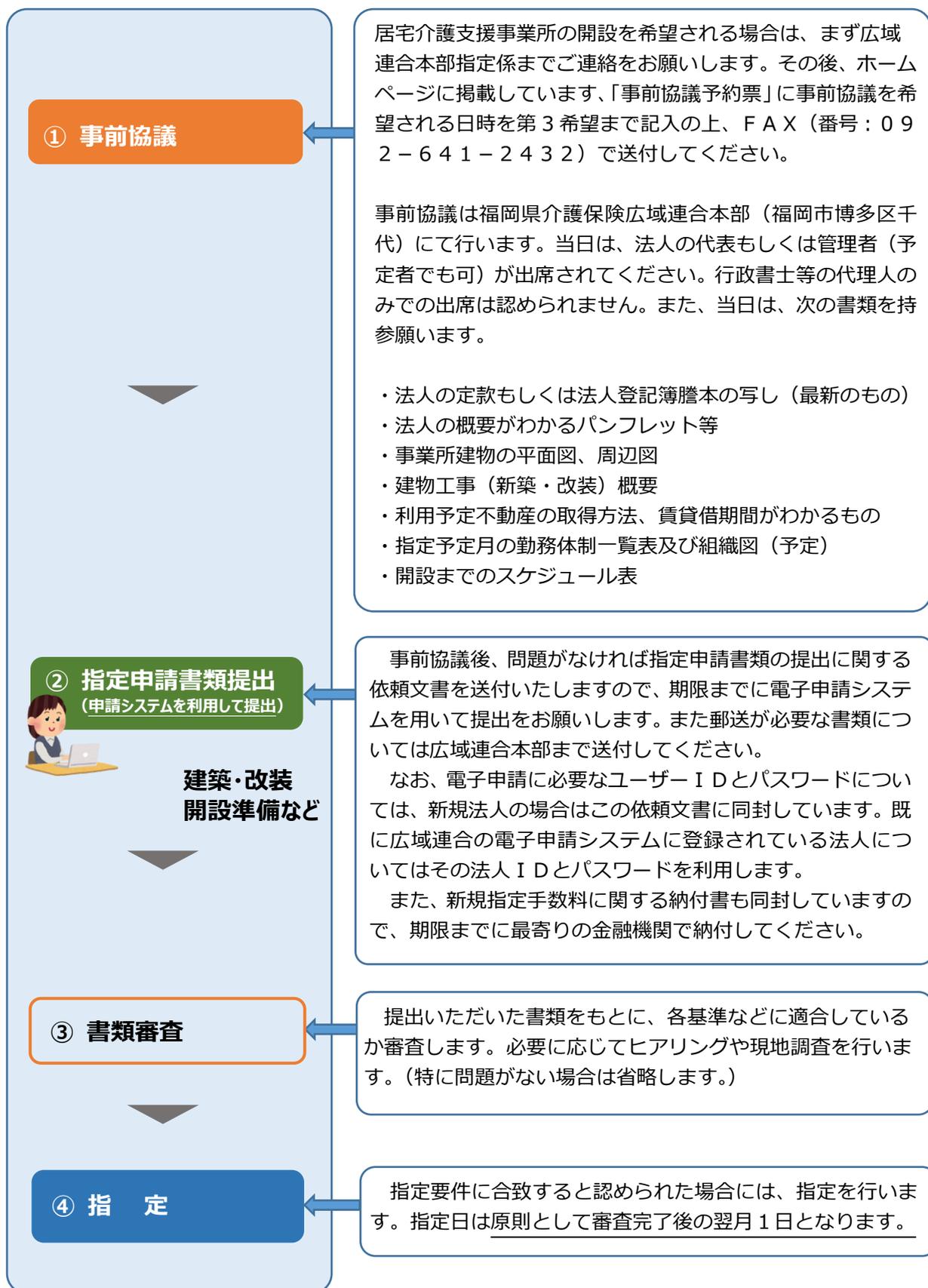


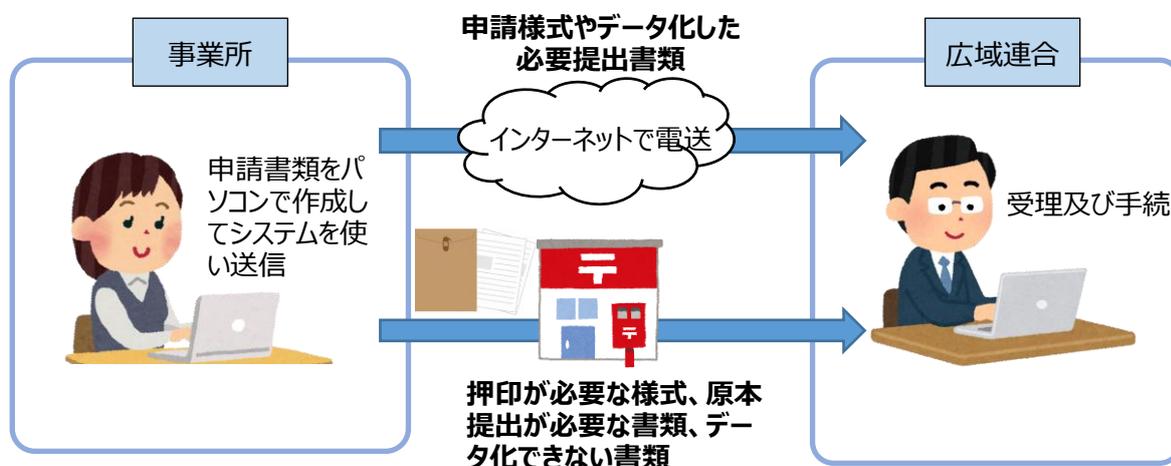
1. 居宅介護支援事業所の新規指定の申請方法について

～ 指定申請の流れについて ～



・ 指定更新申請（電子申請システム）の概要について

当広域連合では、令和元年10月から、更新手続の申請にあたっては、インターネットによる電子申請システムを導入しました。電子申請システムの概要については下図のとおりです。



- (1) … システムにログインして、様式の一式（エクセル形式）をダウンロードして、様式を作成する。
- (2) … (1) で作成した様式、および事業所が保有する書類のうち、Excel や Word で作られたものやスキャナーでデータ化できるものについては、システムでアップロード（電送）する。
- (3) … 作成した様式のうち、押印が必要なもの（申請書、雇用証明や誓約書類）原本での提出が必要な書類（履歴事項全部証明や登記関係書類）、データ化できない書類については郵送する。

2. 指定申請にあたっての留意点

- ・ 令和3年4月1日以降が指定年月日となる新規居宅介護支援事業所の申請については、主任介護支援専門員研修を修了した管理者を配置していることが必須となります。
- ・ 事務所については、利用者の方の来訪時に困難を伴わない場所にしてください。例えば、エレベーターのない2階以上の場所やアクセスするまでに大きい段差がある場所についての設置は認められません。また、事務所については、居宅介護支援事業を行う上で必要な備品（椅子・机・鍵付キャビネットなど）や相談室及びサービス担当者会議を行うための会議室の設置が必要です。訪問介護等、他の事業と事務室を共用する場合は、居宅介護支援事業所として使用する専用の区画を設けてください。
- ・ 書類提出について、履歴事項全部証明や土地の登記簿謄本等については、原本で提出願います。また、提出必要書類一覧中に、「原本証明」と記載されているものについては、次の方法を参考にし、原本証明をお願いします。

この写しは、原本に相違ないことを証明します。

法人名

代表者名

印（←登記済法人印）

- 新規事業所開設については、指定日の前々月の末日までに書類の提出が必要です。指定申請書類の提出については、事前協議において指摘があった事項を解決した上での提出となります。事前協議の時期によってはご希望の月に開設できない場合がありますので、期間の余裕をもって事前協議の申し込みをお願いします。例えば4月1日開設の場合は2月末日までに申請書類の提出及び手数料の納付、1月中に事前協議を完了させておく必要があります。



- 指定申請書類の提出期限は、毎月の末日となります。電子申請システムで手続きをおこなった上で、申請書や原本など郵送が必要なものについては締切日必着で広域連合本部まで送付願います。
- 指定更新手数料については、納付書記載の期限までに、最寄りの金融機関にてご納付ください。手数料の納付がない場合は、申請書の審査を行う事ができませんのでご注意ください。また、この手数料は審査のための手数料です。納付後に辞退した場合や審査の結果、指定ができなかった場合も返還することができませんので、あらかじめご了承ください。
- 居宅介護支援事業所については、基準において居宅介護支援専門員1人につき担当できる利用者が35名以内と定められていますので、持ち件数に応じた余裕のある人員配置をお願いします。管理者等と居宅介護支援専門員を兼務している方については、居宅介護支援専門員以外の業務を行っている時間に比例して持ち件数が逡減しますのでご注意ください。
- 平成30年度の制度改正において、公正中立なケアマネジメントに関する事項が新設されています。契約時等において、ケアプランに位置付けた事業所以外の複数の事業所の紹介を求める事、およびその事業所をケアプランに位置付けた理由をいつでも求める事ができる事に関して懇切丁寧に説明を行い、書面による同意をとることが義務付けられていますのでご注意ください。
 なお、特に有料老人ホーム等の施設と併設する居宅介護支援事業所においては、その併設居宅介護支援事業所の利用を入居条件とすることはできません。また、有料老人ホーム等の利用者以外の方のケアマネジメントについても積極的に受け入れるように努力してください。
- 既に県指定の介護保険事業所がある建屋や病院や薬局等の許認可が必要な他の事業を行っている場所に居宅介護支援事業所を開設する場合については、その場所での居宅介護支援事業所の開設の可否について、予め関係当局と調整をおこなってください。

3. 指定を受けるための要件について（介護保険法第79条第2項）

- (1) 法人であること。
- (2) 事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第38条）以下、厚生省令第38号という。に定める基準及び員数を満たしていること。
- (3) 事業所の設備が、厚生省令第38号に定める基準を満たしていること。
- (4) 厚生省令第38号に定める運営に関する基準に従って適正な事業の運営ができること。
- (5) 法人及びその役員等が欠格事項（法第79条第2項第4号から第8号まで）及び福岡県介護保険広域連合指定居宅介護支援等の事業の人員及び基準等に関する条例第6条に定める事項に該当していないこと。

指定を受けるために必要な要件は、前頁（1）～（5）のとおりですが、具体的に記述した下記基準等について、必ず全文を熟読し、理解した上で申請してください。

- ・「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」
- ・「指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準」
- ・「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について」
- ・「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に関する部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」

介護保険法上、介護サービス事業者は、法令順守等の業務管理体制の整備が義務付けられています。介護サービス事業者が整備すべき業務管理体制は、指定または許可を受けている事業所又は施設の数に応じ定められています。

業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を、遅滞なく届け出る必要となりますので、届出先（国や県）へ届出を行ってください。内容の詳細やどこに届け出るべきかについては厚生労働省ホームページ（<https://www.mhlw.go.jp/stf/service>）をご参照ください。

5. 相談及び問い合わせ先について

居宅介護支援事業者指定申請に関する相談、質問等については、下記までお問い合わせください。なお、来庁される場合には、事前に電話で来庁日時等の打ち合わせを行った上で来庁いただくようお願いいたします。（予約者優先となります。）

○問い合わせ先

福岡市博多区千代4丁目1番27号福岡県自治会館3階
福岡県介護保険広域連合本部 事業課 指定係

TEL 092-981-9074